

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省4-26)

施策目標		26 鉄道網を充実・活性化させる							担当部局名	鉄道局			作成責任者名	総務課長 金指 和彦		
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上			政策評価実施予定時期	令和5年8月	
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		基準年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度									
84 東京圏の相互直通運転の路線延長	975km	令和元年度	884km	884km	975km	975km	937km		985km	令和7年度	東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることに鑑み、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。					
達成手段 (開始年度)	R4年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R4年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R4年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1) 鉄道駅総合改善事業 (平成11年度)	2022国交省 21032900					行政事業レビューシート参照					9	-				
(2) 幹線鉄道等活性化事業 (昭和63年度)	2022国交省 21032800					行政事業レビューシート参照					-	-				
(3) 長期保有の土地等から機関車 への買換えの場合の税制特別 措置 (平成8年度)	-					長期保有の土地等から貨物電気機関車(入替用機関車を除く)への買換えの場合の圧縮記帳(80%)を認める。 ※令和2年度税制改正で廃止(令和4年9月末まで経過措置)。					24	-				
(4) JR貨物が取得した高性能機 関車に係る税制特別措置 (平成10年度)	-					JR貨物が取得した高性能機関車に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3とする(国鉄から承継した機関車車両からの代替に限る)。					24	-				
(5) 鉄軌道用車両等(JR貨物が駅 の構内等でコンテナ貨物の積 卸の用に供するフォークリフト 等を含む)の動力源に供する 軽油の免税措置 (昭和31年度)	-					鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油に係る軽油引取税を課税免除とする。					24	-				
(6) JR貨物に対する無利子貸付 (平成23年度)	-					JR貨物の設備投資を支援するため、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する。					24	-				
(7) 新規営業路線に係る鉄道施設 の特例措置 (昭和29年度)	-					新規営業路線に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/3、その後5年間2/3とする。 うち、立体交差化施設(橋りょう、高架橋及び土工に限る)に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後1/3とする。					84	-				
(8) 都市鉄道利便増進事業 (平成17年度)	2022国交省 21032600					行政事業レビューシート参照					84	-				
(9) 都市鉄道整備事業 地下高速鉄道整備事業 (昭和37年度)	2022国交省 21032700					行政事業レビューシート参照					84	-				
(10) 都市鉄道等利便増進法に基づ く都市鉄道利便増進事業によ り鉄道・運輸機構が整備したト ンネルの税制特別措置 (平成17年度)	-					都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルに係る固定資産税を非課税とする。					84	-				
(11) 都市鉄道等利便増進法に基づ く都市鉄道利便増進事業によ り取得した鉄道施設に係る特 例措置	-					都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間2/3とする。					84	-				

(12)	新設された変電所に係る償却資産の特例措置 (昭和29年度)	-					新設された変電所に係る償却資産に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする。	84	-
(13)	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置 (昭和39年度)	-					低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3とする(中小民鉄等は5年間3/5)。	84	-
(14)	鉄道事業再構築事業に係る税制特例措置 (平成20年度)	-					地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。	-	-
(15)	低床型路面電車に係る税制特例措置 (平成12年度)	-					高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	-	-
(16)	鉄道整備等基礎調査 (平成19年度)	2022国交省 21033000					行政事業レビューシート参照	-	調査件数 調査結果を活用して、制度化、予算化、諮問機関等の提言、通達、マニュアル等に反映した累積件数
(17)	譲渡線建設費等利子補給 (昭和47年度)	2022国交省 21033100					行政事業レビューシート参照	-	補給対象路線数 建設勘定の機構割賦債権残高
(18)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金 (平成15年度(助成勘定)、平成27年度(地域公共交通等勘定))	2022国交省 21033200					行政事業レビューシート参照	-	・鉄道整備に対する助成業務における交付決定件数 ・出資等資金の毀損額 ・債権について、約定に沿った回収を行った件数 ・一般管理費(人件費除く)について平成29年度比で5%程度に相当する額を削減し、令和4年度までに6,440百万円とする。 ・助成勘定の標準処理期間内に執行した業務件数割合
(19)	新線調査費等 (平成3年度)	2022国交省 21029000					行政事業レビューシート参照	-	調査等を実施した箇所数(本州四国連絡橋維持修繕費) 大鳴門橋の長大橋保全率(橋体健全度評価点3.5以上を確保した橋梁数の割合)
施策の予算額・執行額			30,856 (22,715)	32,446 (20,531)	34,725	18,618	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									